

番号	項目	議題	詳細	回答
1	事業者構成	出資比率、責任分担比率等について	公募設置等計画作成要領Aの「責任分担比率」や様式5-1の「出資比率」について、想定外の追加出資等が生じた場合などには、提出した比率とは異なる割合で分担することも有り得るが、よいか。構成比率が事業者間で逆転が大きく変わることはない。	内容により市へご確認いただくこともあるかと思いますが、想定外の追加出資に対して、その事由に基づいて出資比率と異なる比率で追加負担されることを禁止するものではありません。
2	事業者構成	構成団体によるSPCへの出資について	構成団体となった者は、SPCへの出資を義務付けられるのでしょうか。	SPCスキームの場合、出資の額の大小を問わず、SPCへ出資を行わない構成団体という存在は想定していません。
3	事業者構成	工事期間中の管理について	工事中の公園管理及び水族園の指定管理について、協力者以外でも良いか。	<p>工事中の公園管理については指定管理ではなく、管理委託という形になります。指定管理とは別の契約になりますので、工事期間中と完成後の団体が変わることについては問題ありません。 工事中の管理委託先は、認定計画提出者とします。 なお、認定計画提出者から再委託は可能です。ただし、1社に対してすべての作業を再委託することはできません。 なお、再委託を行う場合は、あらかじめ本市に再委託承諾申請書を届け出いただくものとし、本市の承認が必要となります。</p> <p>一方で水族園の指定管理については、公募設置等指針P.16【イ 既存施設の管理運営に関する事項】に「認定公募設置等計画に基づき新水族館の運営を行う事業者を、議会の議決を経て指定管理者とする予定である。」と記載しているとおり、「現水族園の指定管理者」と「新水族館を運営する者」が異なる提案は想定していません。 水族館運営者が「協力者」でない点について、協力者は『構成員以外の者』で、公募設置等指針に定められた業務を担う者としてのことから、構成団体が現水族園の指定管理及び新水族館の運営を行うことは本来の構成団体の業務の一つであると認識しており、問題ありません。 なお、以上を踏まえると、構成団体でもなく協力者でもない者が現水族園の指定管理又は新水族館の運営を行うことは認められません。</p>
4	事業者構成	協力者の取り扱いについて	市況の変化等で施設運営者を変更せざる得ない場合が想定されます。募集要項P35第4章1.(4)エによると神戸市様が認めた場合は協力者の変更可能との認識ですが、認可基準について市況の変化による売上減少、収益低下も許可基準に該当し、提案内容と経済条件がもっとも適切な運営者を選定しなおすことは可能との理解でよろしいでしょうか。	<p>質問回答書(令和元年5月22日付)No.171に記載しているとおり、公募設置等計画の提出後は、変更は認められません。但し、不可抗力など、本市が真にやむを得ないと認められる場合であって、公募の公平性が保たれると考えられる場合に限り、変更を認める場合があります。</p> <p>いずれの公募対象公園施設についても建設期間を経て数年先の開業となることが想定される事業であり、その点を見込んでの事業計画検討をお願い致します。</p> <p>市としても、公募の公平性を保つという立場から、選定後に事業者が変更となることを安易に認めるわけにはいきません。あくまでその時点での状況を踏まえての判断であり、現時点では経済変動のみを以って変更が可能だとは判断できません。</p>
5	推進体制	事業統括責任者について	非常駐と考えてよろしいでしょうか。	公募設置等指針P.34(2)オに記載している事業統括責任者は、基本的に公募対象公園施設および特定公園施設がオープンするまでのプロジェクトマネジメントを担う者を想定しており、プロジェクト全体のスケジュール管理や、本市を含む関係者との連絡調整が滞りなく行えるのであれば、常駐であることを必須とはしていません。
6	推進体制	工事管理責任者について	非常駐と考えてよろしいでしょうか。(監理技術者又は主任技術者は常駐します。)	工事管理責任者は現場代理人に相当するものと考えていますので、常駐としてください。
7	推進体制	工事期間中の体制について	工事期間中、神戸市様と様々な協議が必要になってくる事から、事業統括責任者が工事責任者を兼ねることは可能でしょうか。その場合は常駐が必要でしょうか。	事業統括責任者が工事責任者を兼ねることは可能です。この場合の常駐の要否については上記No.6の回答をご参照ください。
8	推進体制	会議体について	想定される会議体がありましたら、ご教示ください。運営会議、調整会議等。	設置等予定者選定後に協議を行い、その中で必要な会議を開催していくことになろうかと思いますが、事業の進捗、課題等をご報告いただく調整会議は定期的に開催する必要があると考えています。
9	水族館	須磨水族園 引継について	現須磨水族園の指定管理者移行の引き継ぎ期間について、現在の従業員の皆さまに安心して勤務頂けるようご説明する時間、準備の時間を確保するためにも、議会の決議後に引継開始では十分ではないと考えております。実務的な引き継ぎを最短で開始できるタイミングについてお知らせ願います。	指定管理者としては議会の議決を経て指定されますので、令和2年4月1日より前に指定管理者としての業務を現場で行うことはできません。 引き継ぎについては、原則として議会の議決後から行っていただくものと考えておりますが、引き継ぎにかかる準備行為は基本協定書を締結した時点から、指定管理者候補者の責任の下、進めていただいてもかまいません。なお、引き継ぎにあたって顔合わせの機会を設けるなどの調整は本市が実施する予定です。
10	水族館	出口又は入口について	山側・海側それぞれに出口又は入口を設けることとありますが、その意図をお教えてください。	公募設置等指針P.16【②水族館の方針 ア 整備に関する事項】において、『公共交通機関からのアクセスおよび須磨海岸へのアクセスを考慮し』と記載しているように、公共交通機関からのアクセスだけでなく、須磨海浜公園エリアのもつ資源である、須磨海岸とのアクセスの連続性を断つような閉鎖的な施設計画とはしていただきたくないという意図から、この条件を設けております。 そのような意図の下で、あえて海側、山側という表現をしたものであり、単に方角のみで判断するのではなく、水族館へ、あるいは水族館からのアプローチをどのように計画されているかで判断することとなります。

番号	項目	議題	詳細	回答
11	水族館	施工上の工夫について	閉館期間を短くするというのは魅力維持の取り組みにおける施工上の工夫として評価対象となりますでしょうか。 また、閉館期間を短くすると事業全体の開業が後ろに延びる、閉館期間を長くすると開業が早くなるような関係が想定される。この場合、どちらを優先させるべきか。	公募設置等指針P.16〔②水族館の方針 イ 既存施設の管理運営に関する事項〕に記載しているとおり、閉館期間を短くすることは施工上の工夫として評価対象となります。 また、完全閉鎖期間が1年以内であるという条件下において、「水族館の完全閉鎖期間短縮」と「2023年度内の公募対象公園施設供用開始」がトレードオフの関係だった場合は、2023年度内の供用開始を目指すという方針が優先されます。(参考:令和元年5月22日付け質問回答書 No.108)
12	水族館	緊急時体制について	SPCの緊急時対応体制をご提案するにあたり、水族館の緊急時における対応体制をご教示ください。	追加の参考資料として提供いたします。 (提供資料62「須磨海浜水族園防災計画書」として令和元年7月5日公開)
13	水族館	法規について	消防法別表第一における今回の水族館の用途設定は8項でよろしいでしょうか。※既存の各館は同表で何項の設定となっているでしょうか。	現在、届出上は16項イとして扱われています。 新水族館の用途上の扱いについては、具体的には提案内容によりますが、同様の考え方にに基づくものと考えられます。
14	水族館	指定管理業務の範囲について	部分閉鎖後、生物の蓄養費用にかかる飼育管理費や人件費まで、指定管理業務範囲と考えて、指定管理料に含んでよいのか。	生物の蓄養にかかる飼育管理費・人件費について、指定管理業務のなかで利用する生物にかかるものは指定管理料の計算に含んでいただいて結構です。指定管理業務で利用しない生物の蓄養に関する費用は指定管理業務とは切り離して考えるものとしします。
15	水族館	標本・備品の譲渡時期について	備品については、須磨海浜水族園供用終了後に入札を行い、譲渡とありますが、部分的に供用終了・閉鎖していく場合の閉鎖エリアにある備品管理と費用の考え方。	部分的に閉鎖していく施設の物品で、新水族館の運営等に使用しないものは解体に合わせて破棄を行い、最終的に須磨海浜水族園が公の施設として廃止となった際に残っている物品を不要物品として売却する予定ですが、詳細は選定された事業者と協議しながら整理していきたいと考えております。
16	水族館	生物・備品の譲渡先について	生物・備品の譲渡先は運営を予定している協力会社でも問題ないのか。	公募設置等指針P.48 ⑧に記載のとおり、認定公募設置等計画に基づき新水族館の運営を行う者に対して譲渡を行う予定です。
17	水族館	利用料金の神戸市負担額について	・神戸市内の中学生以下の児童生徒が団体で教育目的で訪れる場合は、団体料金の全額を実績に応じて神戸市が負担。 ・神戸市内の個人利用の中学生以下の利用料金は、通常子ども料金の差額を神戸市が負担。ただし、水族館設置許可料全額とその他の公園設置許可料1/2を負担額上限額とすることの認識の確認。 この場合において、市の負担上限額は教育目的の団体利用と個人利用を合わせた額の上限か、あるいは個人利用の負担額の上限か。	公募設置等指針P.18<利用料金>に記載のとおりです。 ・神戸市内に所在する保育所、認定こども園、認可外保育施設、幼稚園、小学校、中学校等に通う中学生以下の子どもについて、教育上の目的を達成するために訪れるものとして学校長等が認めた場合の利用料金は無料とすること。 市は、これにより設置許可期間内に生じた学校行事等に係る通常の団体料金との差額に伴う減収について、その全額を実績に応じて負担する。 ・神戸市内に在住する中学生以下の子どもの利用料金については、国内の民間水族館の料金水準よりもさらに踏み込んだ低額な料金体系とすること。 市は、これにより設置許可期間内に生じた通常の子どもの料金との差額に伴う利用料金の減収について、その総額の3分の2を実績に応じて負担する。 ただし、水族館の設置に伴い認定計画提出者が開業後設置許可期間内に支払う公園施設設置許可使用料の総額に、その他の公募対象公園施設の設置に伴い認定計画提出者が開業後設置許可期間内に支払う公園施設設置許可使用料の総額の2分の1を加えた額を、負担額の上限とする。 負担上限額は個人の利用のみに適用されます。教育目的の団体利用については、全額実績に応じて本市が負担します。
18	宿泊施設	シーパル須磨予約について	現シーパル須磨の予約は何年何月分まで取られる予定でしょうか？改装・解体のどちらを選択しても、宿泊不可となる時期が想定され、予約者をキャンセルするリスク負担は負いかねます。	シーパル須磨については、令和2年度までの指定管理期間となっており、現時点では指定期間までの予約受付となっております。今後、公募設置等予定者が選定され令和3年度以降の取り扱いが決まり次第、対応を協議していきたいと考えております。
19	駐車場	グラウンド東側及び南側の駐車場について	今回の事業に必要な駐車台数を算定する場合に、事業区域の東側に隣接するグラウンドの南側及び東側にある駐車場も計算に入れてシミュレーションを行ってもよいのか。また、その場合、現在の管理者である公園緑化協会への売上の分配方法を併せて提案することで、地代のことは考えずに提案できるという理解でよいのか。	グラウンド(球技場)東側及び南側の駐車場の運営については、認定計画提出者による一体運営の可能性もあると考えますが、新駐車場の料金案や配置などの計画がある程度定まった段階で協議させていただきたいと考えています。 なお、グラウンド(球技場)東側及び南側の駐車場については球技場やテニスコート利用者の利用を想定していますので、シミュレーションを行うにあたっては、グラウンド(球技場)東側及び南側の駐車場は計算に含めないでください。(事業区域内だけで必要な駐車台数を確保できるよう計算してください。)
20	駐車場	球技場の南と東の駐車場について	事業区域外における駐車場管理運営で一体運営を想定し認定計画者が現管理者から運営を受託する事は可能でしょうか。	一体運営の可能性もあると考えますが、新駐車場の料金案や配置などの計画がある程度定まった段階で協議させていただきたい。なお、事業区域外の駐車場については、球技場やテニスコート利用者の利用を想定しており、現行の駐車料金からの大きな値上げは困難と考えています。
21	駐車場	多目的広場の工事期間中の利用について	多目的広場を工事期間中に駐車場として使用する事は可能でしょうか。	可能ですが、他の定例的なイベントとの調整が必要です。広場において行為許可使用ができない期間は1年以内としてください。できるだけ、別の場所に広場機能を確保していただきたいと思います。また、「海水浴シーズン及びGW」、「冬季以外の三連休」については、多目的広場を全て駐車場として使用しているので、注意が必要です。
22	駐車場	駐車場の出入口について	西側(現第2)駐車場の現出入口(乗り入れ)の拡幅は可能でしょうか。	道路管理者、場合によっては警察との協議が必要ですが、ご提案いただくことは可能です。なお、現在の第2駐車場については入口1箇所、出口2箇所です。

番号	項目	議題	詳細	回答
23	駐車場	現在の駐車場運営状況の把握について	現在の駐車場運営状況の把握(運営上での注意点等)及び既存入出庫データ把握の為、現在の駐車場管理運営者との対話ができるかどうか。	現在お渡ししている資料以上に提供が可能なデータはありませんので、現時点において現在の駐車場の管理者とご協議いただく機会は予定しておりません。ただし、運営上の注意点等につきましては、設置等予定者が決定してから計画を精査する段階では協議が必要であると考えています。
24	駐車場	立体駐車場を立てる場合の高さの制限について	近隣商業区域が過半を占める2号線沿い(計画道路外)に立体駐車場を立てる場合の高さの制限について。	公募設置等指針P.9 第3章 1. (1)①<基本事項>に記載のとおり、最高高さ30mを上限としますが、本来高さ10mという規制がかかっている第2種風致地区であることを鑑みて周辺の風致との調和を心がけていただきたいと思います。なお建築基準法及び景観法に基づく高さ制限もかかっておりますので、ご確認ください。
25	公園	管理用動線について	管理用動線についてです。事業区域南端に既存の管理道路がありますが、確保すべき動線の位置・経路・東西端、既存赤燈台及び住友遺構四阿附近の管理動線に守るべき事項がありましたらお教えてください。4tトラック、消防車、救急車、ゴミパッカー車通行を想定しています。 また、現状の海の家までの緊急車両動線はどうなっているのでしょうか。	管理用車両が通行できることが必要です。ご意見通りの車両の通行が可能であればよいと考えています。管理用道路の配置については、基本的には公募設置等指針の記述に従ってください。建築物等将来、修繕を要する施設については、近傍まで管理用車両が近づけるよう配置をお願いします。 現在の海岸部への緊急車両通路は、事業区域南西部の赤灯台横にチェーンゲートを設けており、そこを通るようになっています。
26	公園	対面でのアルコール販売について	自動販売機以外の、例えば対面でのアルコール販売は可能か。 また、その販売可能な時間に制限はあるか。	対面での販売は可能です。 事業区域内において、アルコール販売が可能な時間を規制する法令はありませんが、須磨海岸においては21時までとなっております。これを越える場合には地元も含めた協議が必要となります。一般的には、理解が得られる範囲(例えば夜中まで騒がないなど)である必要があると考えています。 また、ご提案の中で考えていただきたいのは、あくまでも公園施設のレストランとか食堂ということなので、(公園利用者の利便性を図るといった目的から外れて)店舗の営業そのものが目的化しているような内容であれば、公園にふさわしくないという判断をさせていただく可能性もあります。
27	公園	松の伐採計画に関して	松の伐採計画が全体数量の30%を超えてしまうと失格になるのでしょうか。	「3割程度を上限」としているため、原則3割以内の計画を求めています。もし、公募設置等指針に示す条件が満たされていない場合は、ただちに失格となるものではありませんが、審査の第一段階で事務局においてその旨の意見を付して、選定委員会に送付することになります。 なお、松の伐採計画以外にも、公募設置等指針に記載している条件等が満たされていない場合は、意見を付して選定委員会に送付いたします。
28	公園	松の伐採計画に関して	松の伐採について松林中心部分等は伐採してはいけない等の制限地域は設定されていますでしょうか。	設定していませんが、概ね20m程度の幅と、概ね300m以上の区間を保全してください。
29	公園	松の伐採計画に関して	松の伐採への総数対応として、移植でなく新植でも総数カウント頂けますでしょうか。	移植も新植も伐採の総数対応には含まれません。影響を受ける松林の範囲を3割程度を上限としてください。その範囲内で影響を受けた松について、移植、もしくは代替としての新植をご検討ください。
30	海岸部	南隣接エリアについて	提供資料51以外に、事業区域の南隣接エリアにおいて、施設等の整備計画などがありましたらご教示ください。ご計画があれば、可能な範囲で当方計画施設との調整をさせて頂きたいと考えております。	マスト型時計塔(提供資料7参照)の南側に位置する海岸部の東広場東側の海岸管理用通路と須磨海岸遊歩道との間にトイレ・シャワー・更衣室等を備えた施設を建設する予定です。なお、規模については、最終調整中であり、提供資料51以外に、現時点で提供できる資料はありません。 整備時期については、来年度夏までの整備が必須と考えており、今年度のシーズン終了後の秋からの工事に向けて、この夏には工事発注を行う予定です。 提供資料51に掲載しているとおり、ロッカーやシャワーなど海岸利用者のための便利施設及び会議室であり、営利目的ではないという点では提案にも支障はないと考えています。 工事発注により計画が固まる時期と公募設置等計画の提出時期が近接していることから、公募設置等計画に合わせて調整することは難しいと考えていますが、事業者選定後、便利施設と公募設置等計画の間で配置等の不都合が生じている場合には、協議の中で公募設置等計画を調整する余地があると考えています。
31	海岸部	海の家について	4、5年後の海を家の状況は今と同じ状況か。	現状の施設数があるままでは限りません。 来年度夏までには、市で便利施設を設置する予定であり、これにより、これまで海の家において提供されていた海水浴場開設にあたって必要な機能が整備されることになるため、海を家のあり方に少なからず影響があるものと考えられます。
32	既存施設解体	土壌汚染対策について	質問回答書では土壌汚染対策法における必要な対策は神戸市の負担と記載があり、基本協定書案第11条第1項では事業者の負担で土壌汚染の対策を実施するものとする、となっております。土壌汚染対策法対応以外の土壌汚染の対策は何を想定されていますでしょうか？	質問回答書(令和元年5月22日付)No.318にあるように、土壌汚染対策基本法に定めのない有害物質である油や、自然由来の汚染土、埋設廃棄物については、合理的な範囲内において事業者の負担により実施していただくことを想定しています。 また、新しい施設の整備工事によって新たに土壌汚染が引き起こされないよう対策を講じてください。 なお、現時点で分かる範囲における過去の公園利用履歴を、追加の参考資料として提供いたします。 (提供資料61「航空写真による須磨海浜公園の設置施設履歴」として令和元年7月5日公開)

番号	項目	議題	詳細	回答
33	既存施設解体	土壌汚染対策について	既存施設の解体にあたって、土壌汚染調査の期間を見込んでおくべきかどうか	正式な届出がなければ、土壌汚染対策基本法に基づく関係機関への照会ができず、その結果を受けなければ調査命令が出るかどうかについて本市としても現状では判断できません。調査期間のバッファを設けておくべきかどうかについては、応募者にてご判断ください。
34	既存施設解体	地中障害について	埋設廃棄物とは具体的にはどのようなものが想定されているのか	地下1.5mまで撤去されているはずですが、過去の公園施設やその設備等の一部が残置されている可能性があります。内容はパイプ1本が出てきたという程度から、基礎が出てきたということまで想定されますが、合理的な範囲内において事業者の負担により対応していただきたいと考えております。明らかに市の責による存置物件である場合は市の負担により対応します。
35	既存施設解体	地中障害について	質疑回答によると、土壌汚染対策法における必要な対策費用等は市の費用負担とし、それ以外の埋設廃棄物、油及び自然由来汚染土処分については、基本協定書(案)第11条に基づき、合理的な範囲の対策は事業者の責任及び費用負担とされています。全体工程に影響を与える土壌汚染対策法の調査命令有無は、届出後の市環境局の判断事項であり、現時点では不明とのこと。また当該地では地歴調査等を実施しておらず、調査命令を受けた場合の影響や上記の法対象外のリスク等についても現時点では不明確です。全体工程案の策定や、上記の合理的な範囲のリスク予算算定のためにも、可能であれば、市側にて地歴調査などを実施いただいた上で、根拠資料等を提示いただきたいと思います。	詳細な地歴調査については、土壌汚染対策基本法に基づく届出を根拠に関係機関への照会を行うため、事前調査を行うことはできません。そのため、現時点で分かる範囲における過去の公園利用履歴を、追加の参考資料として提供いたします。(提供資料61「航空写真による須磨海浜公園の設置施設履歴」として令和元年7月5日公開)
36	既存施設解体	地中障害について	ガス管移管の時期は、事業工程に大きな影響を与えられそうです。ある程度の時期目安をお教え願いたい。	現在の水族館の配置ではガス管の移設はできません。事業計画を踏まえた上でないと施工時期の協議ができません。大阪ガス(株)とは1年前には通知が求められています。全体スケジュールと整備案がある程度分かった段階で大阪ガス(株)と協議します。
37	既存施設解体	解体撤去について	既存建物の解体業務の手続きにどの程度の期間がかかるのか	通常の契約手続きのほか、予算の確保が必要となります。その時期や進め方については、提案内容に基づき協議していくものと考えています。
38	既存施設解体	解体撤去について	既存建物の解体において地下1.5mより深い部分については、原則撤去となるのか、それとも経済性が優先されるのか。	撤去できるのであれば当然その方が望ましいですが、事業全体に負担がかかるようならば、そこまでを求めるものではないと考えております。ただし、地下に滞留水を生じさせないように、一定の範囲での撤去は必要となります。
39	既存施設解体	解体撤去について	法規上の課題はあるが、地下構造物など、既存建物を再利用することは可能か。	法規上の問題が満たされるのであれば、提案自体を妨げるものではありません。ただし、所有権の取り扱いについても課題が残ると考えられます。
40	既存施設解体	解体工事について	解体工事において、その後の新築工事が効率よく工事が進められるように、山留め利用など躯体残置範囲を設定すること問題ないでしょうか。	地下構造物の形状にもよりますが、今後の公園利用も鑑みて、地表より深さ1.5mまでの範囲は撤去していただきたいと考えています。ただし、地下に滞留水を生じさせないように、一定の範囲での撤去は必要となります。
41	既存施設解体	解体工事について	解体工事の際に、既存地下部分の埋戻し土は購入と想定してよろしいでしょうか。また、既存施設の解体は整地までが市の業務範囲という認識でよいか。	購入土による埋め戻しを想定していただいて構いません。ただし、工程上無理なく建設発生土を再利用することが可能な状況であれば、環境への影響を最小限にするという視点においては、再利用することが望ましいと考えられます。解体後の計画にもよりますが、基本的に更地にするまでは本市の解体工事の業務範囲内と認識しております。
42	基本協定書	神戸市による解除について	基本協定書案第78条第3項「甲は次の各号に掲げる～本協定を解除することができる。」とあり、質問回答書No.82「事業者と本市と今後の進め方を協議していきたい～」とあります。回答書記載の様に協議により解除以外となる可能性はありますか？	基本協定書案第78条第3項は甲による解除が「できる」と記載されているものであり、議会での議論の内容を踏まえ、計画内容等を変更して再度議案として上程することも含め、解除以外の対応を協議する場合も考えられます。

番号	項目	議題	詳細	回答
43	基本協定書	5月28日質問回答書No.12とNo.79について	保証金を事業期間である30年とすることが適切とのご回答をNo.79で頂いています。一方でNo.12で設置許可の期間の上限は10年となっている。とのご回答も頂いております。 都市公園法第5条の7に、『当該認定計画に基づく設置管理許可申請があった場合には、その許可を与えなければならない(上限は20年)』とあり、原則20年は契約期間が確保されていると理解しています。 契約保証金の根拠となる事業期間30年(残り10年)は、どのように担保されていると考えればよいでしょうか。 なお、公募設置等指針には、都市公園法第5条第1項による許可による更新を行うとありますが、公募設置等指針の質問回答書No.18～20によると、P-PFI制度の特例制度を維持して更新する場合には、議会による承認を得て条例変更することによりPFI制度の特例制度の維持が可能とのお考えかと思えます。 この時に、議会による承認が得られない場合も、甲の責に帰すべき事由ではないとの整理になるのでしょうか。その場合に30年分の賃料負担額を保証金とすることの整合性をどのようにお考えでしょうか。	都市公園法の制度上、P-PFI制度であっても許可期限は10年を超えられないものとなっておりますが、認定公募設置等計画の有効期限は最大20年となっております。この計画に適合している限りにおいて、公園管理者は許可の申請があれば許可を与えなければならないこととなっております。 事業期間の21～30年目については、P-PFI制度の適用を受けませんが、基本協定書第42条第2項において「許可要件を満たすことを確認することにより、(中略)許可を行う」としてあります。 認定計画の有効期間が過ぎた後のP-PFI特例については、どの特例を活用するかによっても状況は異なりますが、例えば条例改正によって特例と同等の効果を維持できるという場合において、議会不承認となった場合、すぐさま協定が解除になるというのではなく、事業計画の変更により対応が可能であるかどうかを協議するものと考えています。 その結果、公園施設設置許可使用料の額が減額となる場合には、契約保証金の一部を返還することも考えられますが、現時点では今後30年間の事業実施を前提に基本協定を締結するものであることから、契約保証金は事業期間(30年間)の公園施設設置許可使用料から算出しております。
44	基本協定書	設置許可の取り消しについて	基本協定書40条 やむを得ない事由が生じた場合、取り消しとあるが、協定も解除になるという理解で良いか？	取り消しの内容によっては、必ずしも協定の解除とはなりません。 例えば、設置許可の一部を取り消した場合においても、事業運営の継続が可能であれば、引き続き事業を継続していただくことが可能と考えます。 ただし、すべての施設又は主要な施設の許可が取り消され、運営の継続が困難となった場合については、基本協定書第78条第1項(7)に基づき、協定の解除につながるかと考えます。なお、この場合において、第78条第1項(7)に該当することを以って必ずしも乙の責になるというのではなく、第40条の取り消しに至った事由により判断されることとなります。
45	基本協定書	設置許可期間について	基本協定書42条2項 設置許可期間(20年間)終了後以降の更新は義務か？権利か？	本事業は事業期間30年間であり、21年目から30年目までの更新申請は基本協定上の義務とお考えください。
46	基本協定書	事業期間について	基本協定書77条 事業期間としては、30年、設置許可期間としては20年+10年。基本協定書としては、何年の締結になるのか？	認定公募設置等計画の有効期限は最大20年となっておりますが、都市公園法の制度上、P-PFI制度であっても許可期限は10年を超えられないものとなっているため、設置許可期間は正しくは10年+10年+10年の計30年となります。 なお、基本協定書に日付としての期限はなく、当該事業の終了を以って協定自身も終了となるため、厳密には30年ではなく、原状回復が完了するときまでとなります。 なお本事業は、事業期間の30年間に、水族館、宿泊施設、駐車場、にぎわい施設を建設し、運営し、原状回復するまでを指します。
47	基本協定書	解除について	基本協定書78条2項(8)本事業の継続が困難であると認められる時は協定解除とあるが、継続が困難とは、どんなことを想定されているのか？甲の判断基準のみになるのか？	基本協定書第78条第2項第8号は、第1号から第7号までに該当しない、「その他」の事由で乙又は協力者が本事業を行うことが不適当又は本事業の継続が困難であると認められるときの条文であり、現時点で具体的に想定されるケースはありません。判断を行うのは本市となりますが、客観的にも不適当又は継続が困難と認められるような事由に限り、この条文により協定解除を行います。
48	基本協定書	解除の効果について	基本協定書82条1項 2項 解除に伴う賠償について、なぜ30年分の総額の100分の10なのか？設置許可期間としては、20年間のため20年間ではないのか？	設置許可の期間は法律上、P-PFI制度においても10年を超えて設定することはできません。 現時点では今後30年間の事業実施を前提に基本協定を締結するものであることから、事業期間(30年間)の公園施設設置許可使用料から算出しております
49	基本協定書	5月22日質問回答書No.228について	質疑228に関し、貴市の責に帰すことができない事由であります事業者にも責がないにも関わらず事業者のみコスト増負担があるというのはなぜでしょうか。	前提として、本市としても不法行為や不合理な政策変更をするつもりはありません。 基本協定者第13条に記載のとおり、本事業について、基本的には再整備を行う事業者の自己責任で実施していただく整理としており、本市の責に帰さない場合について、コストの大小に関わらず増額負担は乙の負担とさせていただきます。 ただし、事業遂行が困難となる等、自己費用の増加が合理的な範囲を超える場合には計画の変更の協議を行うことができるよう定めておりますので、状況を踏まえて協議を申し出ていただければと考えております。
50	基本協定書	原状回復義務について	30年後、例えばにぎわい施設が市民からご好評いただいている施設となった場合でも、必ず原状回復しなければならないのか。また、もし協議が可能だとすればいつまでに申し出ればよいのか。	基本協定書(案)第42条第3項に記載のとおり、事業期間終了後の許可の申請については協議事項と整理していますが、公募設置等計画の提出にあたっては、事業期間30年で解体する前提で事業計画を作成していただきたいと考えております。なお、協議時期についても、今後、選定された事業者と話し合っ決めていきたいと考えております。
51	提出書類	副本への記載について	公募設置等計画の副本においては、構成団体及び協力者が特定できる情報を削除するよう求められているが、それ以外の者(テナント等)については削除せずに掲載してもよいのか。	公募設置等指針作成要領には、構成団体及び協力者について特定できる情報を削除するよう求めたものであり、これらに該当しない者であれば、削除する必要はありません。

番号	項目	議題	詳細	回答
52	提出書類	様式4-2について	構成団体でもあり、協力者としての業務も行う法人の場合、様式4-2の構成団体、協力者の欄のいずれにも記載する必要があるか。公募設置等計画の「体制」の項目では、当該構成団体がどの業務を担うかについては明記する予定。	様式4-2の目的は提出者の団体構成を見るものであり、構成団体・協力者のそれぞれの記載欄に再掲する必要はありません。
53	提出書類	様式4-3について	役員の住所を記載する目的は何か。また、執行役員についても全員提出しなければならないか。	欠格事項について確認するため、神戸市が兵庫県警察本部等関係機関に対して、役員一覧(様式4-3別紙)を調査・照会資料として使用させていただきます。また、令和元年5月22日付け質問回答書 No.248のとおり、役員に該当するかどうかは各法人における状況を踏まえてご判断ください。
54	提出書類	様式4-5について	「3. 応募制限関連書類(5)(7)の財務諸表の写し、財務状況調査票(様式4-5)については、協力者の分も提出しなければならないのか。	協力者は不要です。提出書類については改めて整理の上、公募設置等指針を修正して公開します。(令和元年7月5日改訂として公開)
55	提出書類	様式5-4~6について	賃貸借契約で水族館・宿泊施設・にぎわい施設等の運営を行う場合、企業によっては、記載項目すべてを開示する事に抵抗がある場合もある。一部項目(例:人件費、利益額)を削除することは可能か。	勘定項目の追加は可能ですが、原則として削除は認められません。特に人件費については、適切な運営が行われるかどうかを確認する一つの指標でもあります。記載項目が一部統合された数字であることを禁止とはしませんが、運営が適正かどうかを判断するためにはできる限り項目ごとの数字を提示していただく必要があります。
56	提出書類	提出資料について	公募設置等指針P.40「過去3年間の法人税申告書(一式)、市町村税、固定資産税、消費税及び地方消費税納税証明書」とあるが、全国展開している企業の場合、都道府県や市町村に提出している全ての納税証明書が必要となるのか?	本店所在地における納税証明をお願いします。なお、「須磨海浜水族園・海浜公園再整備事業公募設置等指針P.34(3)欠格事項 才」の確認のため、全ての神戸市税の納付又は納入状況、課税状況及び申告状況について神戸市が調査し、その調査結果を審査に使用することを、誓約書(様式4-3)の提出をもってご承諾いただいたものとして取り扱います。
57	提出書類	公募設置等指針P.22(6)について	「公募対象公園施設の利用実績が事業計画で予定している収入額を上回った場合、上回る部分に対して公園施設設置許可使用料を上乗せする提案を求めるとあるが、この提案に関して、収支計画に計上しておく必要はあるか。	収支計画への計上は不要です。
58	提出書類	公募設置等計画の書き方について	指定された縮尺の図面は必須ということだが、この縮尺だと紙面うまく収まらないなど見づらくなると想定される。紙面に収まり、かつ見やすい縮尺に変更してよいか。	縮尺を揃える理由は、複数案の提案が出た際に、同条件(スケール感)下で比較対象とするためです。異なる縮尺の図面が公募設置等計画に添付されることは問題ありませんが、公募設置等計画作成要領に指定された縮尺の図面は必ず提出してください。(参考:令和元年5月22日付け質問回答書 No.181)
59	提出書類	公募設置等計画の書き方について	掲載する項目が揃っていれば、順番が異なってもよいとのことだが、例えば一部の小項目を説明するのに、別の中項目に含めて記載した方が理解がしやすい内容であれば、中項目間で記載場所の変更を行ってもよいか。	指定している掲載項目が全て記載されていれば、記載する順番の変更は問題ありませんが、各項番のカッコ書きの内容を別の項番で記載することは認められません。再掲となってもよいので、各項番に例示として指定されているカッコ書きの内容については、定められた項番で記載するようにお願いします。(参考:令和元年5月22日付け質問回答書 No.245)
60	評価	アピールポイント等の評価について	公募設置等計画作成要領の表紙において、「提案のアピールポイント」、「社会情勢の変化に対する柔軟性」、「本事業がもたらす公共的付加価値」については、どの評価項目において評価されるのか。	これらの内容は特定の評価項目において評価するものではなく、そのような考え方がされている場合に全体的な評価の底上げにつながるものと考えています。
61	評価	評価の基準(価格評価)について	神戸市中学生以下の入園料提案と公園設置許可料の考え方(回答書183-187)	市内の中学生以下の子どもの利用料金については、ご提案いただいた通常の市外子ども料金からどれだけ踏み込んだ設定をご提案いただいているかという観点で評価を行います。一方、公園施設設置許可使用料については、質問回答書(令和元年5月22日付)No.186の通り、①条例で定められた最低額からの上乗せ額、②予定収入を上回った場合の上乗せ額の2点で評価するものであり、子ども料金の設定とは独立して評価することとなります。なお、価格提案は、公募設置等指針P.44のとおり、「特定公園施設の建設費および本市の負担額」「特定公園施設の維持管理内容の費用対効果」「公募対象公園施設の公園施設設置許可使用料の増額」の3項目で評価するため、水族館の市内中学生以下料金の設定如何によって価格提案の評価が変わることはありません。

番号	項目	議題	詳細	回答
62	評価	市の求めるエリア像について	市民の公園利用と、観光集客拠点と、どちらの比重を重くするかなど、評価のポイントが整理されているのか。例えばインバウンドの集客と健康増進の取り組みではどちらが評価されるのか、例えば大阪城公園などはインバウンドをターゲットにしたテナント構成となっているが、須磨ではどのようなものを求めているのか。	公募設置等指針に記載しているとおり、市民や観光客などの多様な人が集うことを求めており、公園利用と観光集客はバランスが大切だと考えています。 また、本事業は水族館・宿泊施設・にぎわい施設・公園整備といった多様な用途が前提となる複合的な事業であり、大阪城公園の事例とは性質が異なるため単純に比較できるものではないと考えております。 これら複数の用途の特長を活かしたマネジメントにより、相互に相乗効果をもたらすようなにぎわい施設のテナント構成について、この須磨の地にふさわしいご提案が出てくることを期待しております。
63	その他	インバウンド集客について	インバウンドのKPIはあるか。 特に2030年ごろの目指す姿はあるか。	提供資料41のとおり、神戸観光局によるインバウンド戦略において、2020年の神戸の外国人観光客数を200万人にするという目標を掲げていますが、現時点で2030年までの長期的な目標はありません。また、インバウンドのみならず、国内観光の拠点としての機能も担えるようなエリアとなってほしいと考えています。
64	その他	プレゼンテーションの開催日時、場所、使用可能機器等について	プレゼンテーションはいつ行われるのか、また会場レイアウトや、使用可能な機器等を後日確認することは可能か。	プレゼンテーションおよび質疑応答(ヒアリング)の開催日時・場所等については、公募設置等計画を提出した事業者に対して開示する予定です。プロジェクターやスクリーンなどの基本的な機器は本市で用意する予定ですが、それ以外の道具、機器の使用については、提出された提案からの新規提案や追加提案とならない範囲において、提案内容の理解を促す目的で使用いただくことは可能です。(参考:令和元年5月22日付け質問回答書 No.180)
65	その他	提案内容の公開時期・内容について	事業提案について、選定された際の公開時期や公開される内容についてはどのようなものがあるか。	公開時期については、事業者選定を9月上旬に予定していることから、その後速やかに公開する予定です。 また、公開する情報については、公募設置等計画の全てではありませんが、事業者選定のポイントとなった提案内容については、本市としても選定理由を説明するにあたって必要になってくると考えております。(公表は設置等予定者のみ)
66	その他	5月22日質問回答書No.175について	応募登録時からの構成員の追加及び減少を含め、構成団体及び協力者は公募設置等計画等の提出時に確定ということは、応募登録したグループが公募設置等計画等の提出を辞退することは可能でしょうか。	可能です。
67	その他	5月22日質問回答書No.175について	応募登録したグループが公募設置等計画等の提出を辞退する場合、辞退届を提出する等、どのような手続きが必要でしょうか。	辞退する場合について、様式は用意しておりませんが、応募登録申出者が代表して、辞退する旨を辞退理由とともに明記した文書をご提出いただくとともに、構成員の同意書をご提出いただきたいと思いますと考えております。
68	その他	5月22日質問回答書No.278について	質疑278に関し、やむを得ず雨水幹線の流域に変更を生じる場合は、下水道管理者と協議して承認をえると考えてよろしいですか。	技術的あるいは設備的能力的に可能な計画であれば、事業者選定後、具体的な内容を踏まえて下水道管理者との協議により承認を得て進めていただくものと考えています。 実現可能な計画かどうかについては、十分にご検討ください。 なお、一部の雨水幹線については、下流域において港湾局所管となっており、場合によっては港湾管理者との協議が発生する場合があります。
69	その他	下水道メンテナンスや工事による休業について	メンテナンスや敷設替え工事による休業の考え方	事業区域内にある公共下水道施設の維持管理作業や工事を行う必要が生じた場合は、関係する施設管理者と調整の上、実施します。 作業及び工事に必要なスペース、関係車両の動線確保に協力をお願いします。 なお、休業とするかどうか、あるいはその範囲や期間については、工事範囲や利用者の安全性といった視点から事業者において判断されるべきものと考えています

※なお、本市からの情報提供として、集客観光施設や商店街等で実施を予定している「キャッシュレス導入実証実験」について触れ、本事業においてもそのような新たな技術の導入をご検討いただきたい旨をお伝えいたしました。